官

令の一部改正

12

6

第一条及び第二条中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。 期等を定める手続に関する省令 (昭和五十九年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく文部省所轄機関等の長等の選考の手続及び任

別表第一(第二条第一項関係)学位授与機構の項を次のように改める。

大学評価・学位授与機構 機構評議員会」という。) 機構評議員会 (以下「大学評価・学位授与号)第五条第一項に規定する評議規則 (平成三年文部省令第三十八大学評価・学位授与機構組織運営

別表第三 二(第 二条第一 |項関係) 学位授与機構の項を次のように改める。

別表第三 (第三条関係) 学位授与機構の項を次のように改める。 大学評価・学位授与機構 大学評価・学位授与機構運営委員会

大学評価・学位授与機構評議員会

大学評価・学位授与機構

別表第四(第四条関係)学位授与機構の項を次のように改める。

く学位授与機構において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省 ( 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づ 大学評価・学位授与機構 大学評価・学位授与機構運営委員会

7 令 く学位授与機構において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づ (平成三年文部省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

第一条及び第二条中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める

究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令の ( 大学の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研

8 成九年文部省令第三十四号)の一部を次のように改正する。 究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令 (平 大学の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研

別表学位授与機構の項を次のように改める。

動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に内に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不 第三十五条第三項の規定に基づき、奈良県の区域 ○文部省令第三十六号 不動産登記法 (明治三十二年法律第二十四号) 大学評価・学位授与機構 十八号) 第六条第一項に規定する運営委員会大学評価・学位授与機構組織運営規則 ( 平成三年文部省令第三 省令を次のように定める。 三十八年文部省令第二十二 関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和 平成十二年三月三十一日 文部大臣 号) の一部を改正する 中曽根弘文

> 記嘱託職員を指定する省令の一部を改正す省の所管に属する不動産に関する権利の登 跡の保存のための不動産の購入に係る文部奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺

する省令 (昭和三十八年文部省令第二十二号) 属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定 保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に 部を次のように改正する。 奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の

題名を次のように改める。 奈良県の区域内に所在する文部大臣の所管 に属する国有財産に係る不動産に関する権

した」を「国有財産法(四加二十三年法律第七十出負担行為に係る委任事務の範囲内において購入所在する史跡その他の遺跡の保存のために当該支る事務を取り扱う奈良県の職員が同県の区域内に の文部大臣の所管に属する」に改める。 所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合 三号) 第九条第三項及び同法施行令 (昭和二十三 令第百六十五号)第百四十条第三項の規定により本則中「予算決算及び会計令(昭和二十二年勅 づき奈良県が同県の区域内に所在する文部大臣の 年政令第二百四十六号)第六条第八項の規定に基 文部大臣によって指定された支出負担行為に関す 2の登記嘱託職員を指定する省令

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。附別

〇文部省令第三十七号 げる規定として文部大臣が定めるものを定める学 護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に関 第三十七条第一項第三十四号の規定に基づき、 令を、次のように定める。 平成十二年三月三十一日 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)

四号に掲げる規定として文部大臣が定める介護保険法施行令第三十七条第一項第三+ 文部大臣 中曽根弘文

省令第二十一号)の規定へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部 定めるものは、次のとおりとする。 第三十七条第一項に掲げる規定として文部大臣が 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号

ものを定める省令

この省令は、 平成十二年四月一日から施行す

1

2 令 (昭和六十三年文部省令第二号) る規定として文部大臣が定めるものを定める名者人保健法施行令別表第二第三十一号に掲げ ಕ್ಕ

(公立養護学校整備特別措置法施行令(昭和三十政令(昭和二十八年政令第百六号)第三条第一項 教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める ○文部省令第三十八号 義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き

の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及 庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等 る場合を含む。) の規定に基づき、義務教育費国 改正する省令を次のように定める。 び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を ||年政令第三百三十八号) 第九条において準用す

平成十二年三月三十一日 文部大臣

中曽根弘文

度を定める政令施行規則及び公立養護学校 基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限 整備特別措置法施行規則の一部を改正する 義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に

第一条 義務教育費国庫負担法第二条但書の規定 を定める政令施行規則(昭和三十九年文部省令 める政令施行規則の一部改正) き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定 第三十二号)の一部を次のように改正する。 に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度 (義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基

別表第一を次のように改める。 外 零 佃 数 巾 垂

	9 負け			9			部		かご		ව T			自拘りご				
9	19年6月以	18年以	16年9月1	15年6月1	14年以	12年6月以	10年9月以	9年1	8年1	7年1	6年1	5年1	4年1	3年1	2年以上	1年1	1年	箱
<del>),</del>	F	F	<del>),</del>	<del>),</del>	F	F	F	F	F	<del>),</del>	<del>),</del>	F	F	F	F	F	未惹	墨
	20年	19年		16年	15年		12年	10年										ŧ
22年未満	:9月未満	:6月未満	18年未満	:9月未満	:6月未満	14年未満	:6月未満	:9月未満	9年未満	8年未満	7年未満	6年未満	5年未満	4年未満	3年未満	2年未満		××
																		4
25	24	22	21	20	19	18	16	15	14	13	12	10	9	∞	7	6	5	#